

函館市職員職名規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 1 4 号

函館市職員職名規則の一部を改正する規則

函館市職員職名規則（昭和 3 4 年函館市規則第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「， 東部保健事務所長」を削る。

附 則

この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。